

平成23年1月 日

日本商標協会

## 1. 「特許等料金の見直し」について

(意見)

12月14日に意見募集の対象とならなかった「特許等料金の見直し」に関連し、12月13日の商標制度小委員会では、商標法においては、平成20年法改正により、更新登録料の重点的引下げを含み、全体的な料金の引下げ(43%程度の引下げ)を行っているから、商標法についての対応は不要である、とのことであるが、不使用取消審判の手数料については、見直しをすべきである。

(理由)

不使用取消審判では、被請求人が答弁しない場合、実質的な審理が行われていない。実質的な審理が行われていないにも拘らず、区分数に応じた高額な手数料体系は、ユーザーフレンドリーではない。

商標登録は、国際分類への書換登録により、多区分に亘るものがあるが、多区分であるが故に手数料が加算されることと、「その請求は、全体として一つの事件を構成する」(「特許法改正検討項目の商標法への波及について(案)」14頁下から7行目)こととは矛盾する。

手数料が高額であることによって、不使用商標対策の中核である不使用取消審判の請求を躊躇させている。

(提案)

不使用取消審判請求の手数料については、多区分であっても1件の手数料とし、請求時に1万円前後の手数を支払い、相手方の答弁があって実質的な審理に入る際に、残額の4万5千円前後の手数を支払うこととしてはどうか。

## 2. 登録異議申立て制度の見直しについて

(意見)

付与前異議申立て制度を採用すべきである。

(理由)

12月13日の商標制度小委員会において配布された「資料3 登録異議申立制度の見直しについて」は、登録異議申立て制度を無効審判と併置すべきかについてのみに言及されており、それ以上の議論は一切なされていない。

同資料3は、アンケート及びヒヤリングにおいて、付与前異議申立て制度の採用を主張した内容が一切反映されていない。それらの意見についても商標制度小委員会において十分審議されるべきである。

同資料3の10頁「6. 国際的な状況」において、「商標法を有する176か国のうち、148か国(84.1%)が異議申立制度を有しており、異議申立制度は、国際的にも広く採用されている制度である。」とあるが、その内、現行の付与後異議制度を採用している国は、日本を含めても、僅か18か国(カンボジア、ネパール、台湾、アンティグア・バーブーダ、アルバニア、スイス、ドイツ、デンマーク、カザフスタン、スウェーデン、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、日本、

フィンランド、アイスランド、モンゴル、ノルウェー、ポーランド)及び1国際機関(アフリカ地域工業所有権機関)にすぎない。付与前異議申立て制度を採用している130か国及び2つの国際機関(欧州連合商標意匠登録庁及びアフリカ知的財産権機関)と比較すれば、極めて少ないことは明らかである。したがって、国際調和の観点からしても、付与前異議申立て制度を採用すべきである。

本来、登録異議申立て制度は、商標法全体の問題であるにも拘らず、審判部のみによって検討されていることが問題である。

登録異議申立て制度は、本来、公衆審査が目的であり、公衆審査の観点からすれば、商標権を設定登録する前に行うことが基本である。

現行の付与後異議制度を維持することを支持する最大の理由は、早期権利化であるが、早期権利化を優先考慮するのであれば、商標権の効力発生日を公告日に遡って認めればよい。もっとも、現状よりも早期に権利化させるには、付与後か付与前かの問題ではなく、バッチ処理の問題解決によって可能である。

本意見は、従来の制度に戻すのではなく、より良い制度を新たに構築するものである。付与前異議制度とすることによって、異議申立ての成功率が格段に高まることが期待される。

#### (提案)

登録異議申立て制度については、付与前異議制度とし、異議審査については、審判官または審判官経験済の審査官が審査をすることとしてはどうか。

### 3. 査定不服審判請求期間について

#### (意見)

商標及び意匠に関する査定不服審判の請求期間は、従来の30日に戻すべきである。

#### (理由)

平成20年4月18日に公布された「特許法等の一部を改正する法律(平成20年法律第16号)」により、平成21年4月1日から、拒絶査定不服審判の請求期間が拒絶査定の謄本の送達があった日から「3月以内」(改正前は「30日以内」)に拡大された。

これは、特許において、審判請求に伴う明細書等の補正の時期について、補正内容を十分に検討した上で審判請求が行われるようにするとともに、第三者の監視負担が過度とならないようにするため、「審判請求と同時にするとき」に変更したためであり、その結果、前置審査を経て審判部に移管される件数割合が低くなることから、特許庁全体としての処理の効率化にもつながり、審判事件全体の審理促進に資するものと考えられたからである。

しかし、商標及び意匠については、かかる審判請求に伴う補正の時期が制限されておらず、審査・審判等に係属中は、いつでも手続の補正が可能である。

したがって、商標及び意匠について、拒絶査定不服審判の請求期間の拡大は、特許庁における処理の効率化を図ることにはならず、また審判事件全体の審理促進にも繋がらない。かえって、拒絶査定謄本の送達から審決がなされるまでの期間が従来よりも2ヶ月遅延することになる。

以上